

四日市市告示第79号

四日市市家族介護支援事業要綱の一部を次のように改正する。

平成31年2月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市家族介護支援事業要綱の一部を改正する要綱

四日市市家族介護支援事業要綱（平成12年四日市市告示第116号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業内容)</p> <p>第2条 家族介護事業として、当分の間、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。</p> <p>(1) 四日市市<u>認知症</u>高齢者家族支援サービス事業</p> <p>(2) (略)</p> <p>(申請等)</p> <p>第4条 四日市市<u>認知症</u>高齢者家族支援サービス事業の補助金及び四日市市家族介護慰労事業の慰労金の交付申請、決定等の手続については、四日市市<u>認知症</u>高齢者家族支援サービス事業補助金交付要領（平成13年3月30日制定）及び四日市市家族介護慰労金交付要領（平成13年3月30日制定）によるものとする。</p>	<p>(事業内容)</p> <p>第2条 家族介護事業として、当分の間、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。</p> <p>(1) 四日市市<u>徘徊</u>高齢者家族支援サービス事業</p> <p>(2) (略)</p> <p>(申請等)</p> <p>第4条 四日市市<u>徘徊</u>高齢者家族支援サービス事業の補助金及び四日市市家族介護慰労事業の慰労金の交付申請、決定等の手続については、四日市市<u>徘徊</u>高齢者家族支援サービス事業補助金交付要領（平成13年3月30日制定）及び四日市市家族介護慰労金交付要領（平成13年3月30日制定）によるものとする。</p>

改正後

別表（第3条関係）

事業名	対象者	内容
四日市 市認知 症高齢 者家族 支援サ ービス 事業	認知症により外出中に道に迷うおそれのある高齢者等で、本人が市民税非課税である者を介護する者	認知症高齢者が外出中に道に迷った場合に、その居場所を早期に発見できる位置探索サービスを利用するための機器の購入、契約等に要した経費を補助する。
(略)	(略)	(略)

改正前

別表（第3条関係）

事業名	対象者	内容
四日市 市徘徊 高齢者 家族支 援サー ビス事 業	認知症で徘徊する（おそれのある）高齢者等で、本人が市民税非課税である者を介護する者	認知症高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できるシステムを活用してその居場所を家族等に伝え、事故の防止を図り家族が安心して介護できる環境を整備するため徘徊位置を早期に発見できる仕組み（システム）を利用するための機器購入、契約等に要した経費を補助する。
(略)	(略)	(略)

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。